1993年5月10日発行

# 村尾光子の みなみかわち 町議会報告（第74号）

発行者：村尾光子（TEL:44-5418）
連絡先：南河内町薬師寺3，238-2
グリーンタウン122街区3

## 今回は本年第1回臨時会（2月1日）と第1回定例会（3月9～22日）の報告です。

《審議事項》

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議案第 1号 | H4年度町一般会計補正予算(第6号) | 賛成全員 | 可決 |
| 発議第 1号 | 県立高等学校学区制度改編に関する意見書 | 〃 | 採択 |
| 議案第 2号 | 自治医大周辺下水道組合規約の一部変更 | 〃 | 可決 |
| 3 | 町非常勤特別職の報酬等の条例改正(引上げ) | 〃 | 〃 |
| 4 | 町消防団員の報酬等に関する条例改正(引上げ) | 〃 | 〃 |
| 5 | 町ねたきり老人介護手当支給条例制定 | 〃 | 〃 |
| 6 | 町特定疾患患者福祉手当支給条例制定 | 〃 | 〃 |
| 7 | 町認可地縁団体印鑑の登録等に関する条例制定 | 〃 | 〃 |
| 8 | 町民生事務調査審議会設置条例改正(定数増) | 〃 | 〃 |
| 9 | 町国民健康保険条例の一部改正 | 〃 | 〃 |
| 10 | 町下水道分担金徴収条例の廃止 | 〃 | 〃 |
| 11~13 | H4年度町会計補正予算(3件) | 〃 | 〃 |
| 14~18 | H5年度町会計当初予算(5件) | 〃 | 〃 |
| 19 | 土地取得について(仮称第2中学校用地) | 〃 | 〃 |
| 20 | 工事請負変更契約(農業集落排水事業) | 〃 | 〃 |

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問；上野喜八郎・伊澤義雄・舘野正明
黒川英代・村尾光子・永吉栄の6議員

もくじ

# 村尾光子の一般質問



問１．グリーンタウンまちづくりについて

(1)ＪＲ駅前駐輪場・駐車場の整備計画はどうか。

H3年9月の定例会にて駐輪場の屋根設置、コイン式有料駐車場設置の提案をした。どのように検討されたのか。南側駐輪場用地は、国分寺・南河内両町で確保するとの話を聞いている。

【都市計画課長】駐車場：公団等と協議を進めてきたが、公団では駅前ロータリーは広場として位置付けており駐車場としては考えないとしている。何らかの形でやりたい。駐輪場：必要不可欠な施設なので設置する方向で国分寺町・公団と協議している。H5年度中には結論を出したい。

(2)祇園小の表示設置を望む。駅前通り・小学校正門に設置されたい。

【都・計課長】他の公共公益施設表示と併せ、平成5年度中に公団が設置する。

(3)民有地について

①町として民有地の土地利用計画をどの程度把握しているのか。
現段階での人口推移は当初計画に比してどうか。

②未利用地の管理について、どのように指導・協力依頼しているか。特に、除草は防犯・消防・交通安全等の点から、何らかの対策を講じられたい。

【都・計課長】地区内は市街化区域の用途地域指定と地区計画の中で土地利用が図られている。民有地は現在35.2ha仮換地されている。S60年における定着人口プログラム（公団試案）によるとH4年4月1日現在では戸数1128戸、人口6790人となっており、実数は98戸増、2860人減で人口は2,3年ずれている。公団分譲についてはほぼ計画通り、しかし、民有地はアパートとしての土地活用が多く（現在45棟）、H12年までには戸数増はあるにしても、現在の戸当たり人口が当初計画の3.8人/戸（集合住宅）、4.0人/戸（宅地分譲・民有地）から落ち込んでいることから、極端な人口増はないと推定している。町としては世帯人口の増減、年齢、階層には適確に対応していかなければならないと感じている。

未利用地の管理については、町としては特に指導・協力依頼はしていない。移管された道路・公園の管理を行っている。H6年3月に換地処分予定なので、H5年度から所有者・公団・町と話し合いながら行政指導をしたい。

☞H3年3月に策定した南河内町新総合計画によると人口見通しは

| | 平成２年 | 平成７年 | 平成１２年 |
|---|---|---|---|
| 総　　人　　口 | １３，２００人 | ２２，４００人 | ２５，６００人 |
| 既　存　地　区 | １１，７００ | １１，７００ | １１，７００人 |
| グリーンタウン等 | １，５００ | １０，７００ | １３，９００ |

グリーンタウン人口定着プログラム(S60年、公団試案)による人口は

| | H元年 | H3年 | H5年 | H7年 | H10年 | H12年 | 計画人口 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 集合住宅 | 570人 | 570人 | 760人 | 1560人 | 1560人 | 1560人 | 1560人 |
| 公団宅地 | 1460 | 3180 | 5100 | 7140 | 7140 | 7140 | 7140 |
| 民間宅地 | 936 | 1512 | 2088 | 2664 | 3528 | 4104 | 5540 |
| 公益的施設 | 80 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 |
| 計 | 3046 | 5662 | 8348 | 11764 | 12628 | 13204 | 14640 |

また、国勢調査による人口・世帯数の推移をみると　(各年10月1日現在)

| | 昭和50年 | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成4年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人　　口 | 10,515人 | 11,497人 | 11,749人 | 13,224人 | 15,962人 |
| 世 帯 数 | 2,197 | 2,773 | 2,912 | 3,363 | (町広報 |
| 平均世帯人員 | 4.8 | 4.1 | 4.0 | 3.9 | より) |

埋蔵文化財の発掘調査等によりグリーンタウンの開発は数年遅れた。だが、予想以上に民有地への集合住宅建設が相次いでいるのではないだろうか。これだけのデータからは本当に計画通りと判断できるのか疑問だが、現在の人口は16,667人(H5年4月1日現在)。最終的にはグリーンタウンは計画人口の14640人(南河内町分)を遥かに超えるのではないかと思う。種々の行政需要に対応せねばならないのは町当局。現在の制度内での予測は難しいだろうが、何らかの方法で民有地の活用計画を調査できないものだろうか。

問２．ごみ行政について

(1)分別・再資源化の取り組みは、減量化にかなりの成果を上げていると評価できる。実質推移を具体的数字で示されたい。

(1人当たりのごみ排出量、町が負担した1人当たりの処理費等)

(2)事業系ごみの更なる減量化に向け、どのように取り組むのか。

減量傾向にあるが、その占める割合は50%近く高率である。

【保健衛生課長】家庭ごみについて

| | 排出量 | 1人当たり | 1世帯当たり | 1人当たりの処理費 |
|---|---|---|---|---|
| H2年度 | 1662トン | 11.5kg/月 | 46.7kg/月 | ８，９８０円/年 |
| H3年度 | 1454 | 9.0 | 32.9 | １３，８７５ |

※処理費には小山広域組合への負担金、町ごみ関係経費、用地費等すべてを含む。

事業系ごみはH元年度・2年度は900トン台、3年度は約560トンと400トン近い減量

となっている。4年度は1月までで470トンでほぼ前年同様となろう。これまでの減量等の協力依頼をした成果と考えている。しかし、今後事業所は増加が見込まれるので、小山広域組合と連携を密にし、文書や訪問により減量協力をお願いする。事業系ごみはkg当たり15円で処理引き受けをしているが、実際の処理費は21円程度かかっており、差額は関係市町が負担している。

☞平成4年4月より、それまで5円/Kgだった事業系ごみの引き受け料を15円/Kgに引き上げた。実際の処理費にはまだ及ばないが、このことは細分別収集実施と併せてごみ減量化に成果があったとみて良いと思う。

北部清掃センター(南河内町・国分寺町)へのごみの搬入量は

| | 南河内町 | | 国分寺町 | |
|---|---|---|---|---|
| | 直接搬入 | 直営 | 直接搬入 | 直営 |
| 平成2年度 | 925トン | 1,186トン | データなし | |
| 平成3年度 | 484 | 968 | 196 | 1,400 |
| 平成4年度 | 561 | 1,155 | 197 | 1,411 |

※直　営:家庭からの排出ごみを行政自らが収集・搬入するもの
直接搬入:大部分が業者が収集・搬入した事業系ごみ

(資料提供:北部清掃センター・町保健衛生課)

南河内町の事業系ごみは近年搬入量が減少しているが、全体量に占める割合は、国分寺町と比較するとまだ高い。事業所も一般家庭と同じように細分別のみならず、紙類などの再資源化にも努力してもらいたい。

(3)ごみ減量化分別収集検討委員会を『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』で規定された廃棄物減量等推進審議会として位置付けられたい。

【保・衛課長】『廃掃法』第5条の2では条例で定めることにより審議会をおくことができるとしているが、県内には設置例がない。町では分別収集、資源化等の基本的な体系が既に固まりつつある。H3年10月に組織を見直した検討委員会は、諮問というより町と共に具体的に対応する実践的組織として考えたいので、条例化は考えていない。

☞南河内町はごみ減量化分別収集推進検討委員会の設置については県内市町村では先駆的に取り組んだ。任期2年、現在2期目で残すところ5か月の任期。それにしても、検討委員会への委員の出席率は大変低いのは何故だろう。

『ごみ問題は最重点課題』と町長は言っていたが、検討委員会への期待はどれほどのものか。充実した組織を期待するなら、法的に裏付けられた組織として権威をもたせることも必要ではないか。諮問機関ではなく『実践的組織』といわれると、『行政の手足になって体を動かす組織』と思ってしまう。そんなに暇な人なんていないのに‥‥。と考えてしまうのは傲慢だろうか。

《廃棄物の処理及び清掃に関する法律》
第5条の2 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事

項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。
　2　廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。
第5条の3　市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。
　2　廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

《地方自治法》
第174条　普通地方公共団体は常設又は臨時の専門委員を置くことができる。
　②　専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長が、これを選任する。
　③　専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。
　④　専門委員は非常勤とする。

重要な課題に取り組むなら、組織や委員の立場を確固たるものにし、責任感と意欲を持たせることが大事なのではないだろうか。そして、『すべて金で解決』と言うつもりはないがそれなりに役務の対価たる報酬を払うべきだと思う。
前例を待つのではなく、わが町が前例となる位に組織を活用して欲しい。

問3．老人保健福祉計画について
策定に当たり基本方針・手法・見通し・計画の骨子等を説明されたい。
保健婦・家庭奉仕員等の位置付けはどうか。
真に住民のための計画となるよう住民参加型で策定されたい。

【住民福祉課長】H5年度中に策定予定。急速な高齢化、核家族化、女性の社会進出等により家庭介護力の低下に対応し、地域の高齢者のニーズと必要な保健・福祉サービスを踏まえ、必要とされるサービスの提供体制をH11年までに計画的に整備することを目的としている。
《計画内容》昨年実施した65才以上800名の実態調査を基に
要介護老人への家庭奉仕員派遣
在宅要援護老人への在宅福祉サービス
機能回復訓練・訪問看護等の保健看護サービス
特別養老人ホーム入所等の施設サービス　　　等の
各種サービスの各年度における目標量を算定して事業計画を立てる。
《策定委員会》H5年度早々に行政関係機関、福祉関係者、医療機関、議会代表・民生委員・保健委員等の住民代表を構成メンバーとして組織する。
【町長】議会の議決事項であれば当然のこと、そうでなくても全員協議会等で議会の了解を得る手続きはなされる。

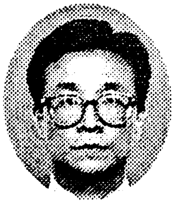
☞県下市町村一斉に実施された高齢者の実態調査(本町は民生委員を通じて実施)は、このほど県で『高齢白書』としてまとめられた。

市町村が計画に盛り込むべき骨子は示されている。が、本当に住民の意見を反映した計画となるよう、委員選任や論議を尽くした会議に配慮して欲しい。

朝日新聞 1993.3.10

論壇

# 「老人保健福祉計画」への疑問



芝田 英昭

いよいよ四月から老人・身障者の入所措置権が町村にも移譲され、さらに「老人保健福祉計画」策定が自治体に義務づけられる。

老人保健福祉計画は、国が高齢者の在宅保健福祉施策・施設福祉施策などの事業について今世紀中に実現すべき目標を示した「高齢者保健福祉十カ年戦略」（ゴールドプラン、八九年十二月発表）の地方版とでもいうべき性格のものである。

政府は、九二年六月に厚生省大臣官房老人保健福祉部長名で各自治体に「老人保健福祉計画について」（以下「通知」とする）といういわゆる計画策定のマニュアルを通知した。これによれば、自治体は少なくとも九三年度中に計画策定を終え、九四年度より計画の実施に移らなければならないとしている。

私が、九二年十二月に福岡県内九十七市町村に対して行った調査によれば、四十六自治体が高齢者実態調査に取り掛かったか調査を完了している。また、三十五自治体が計画案作成作業に移った段階である。

今日まで、国が地方に対してこのような長期にわたる保健・福祉計画策定を義務づけたことはなく、非常に画期的なことであり、この計画に本当に住民の意見が反映されるのであれば、保健・福祉施策における“自治権獲得”の第一歩となろう。

しかし、厚生省の「通知」を見るかぎりそれははなはだ疑問である。

第一に、「通知」では「介護を要する高齢者のニーズなどを踏まえて作成すべき」としているが、コンサルタント会社が形式的実態調査を行い計画案の作成までこなしているというのが実情である。福岡県では、八十二自治体のうち五十五自治体がコンサルタント会社に委託しており、そのうち二十六自治体もが「計画案作成」まで委託している。これでは住民不在のおざなりな計画にしかならない。

第二に、「通知」では「アンケート調査、ヒアリング、懇談会などにより」高齢者の意見やニーズを十分に把握する必要がある、としているが、福岡県では二十九自治体のみが実施するにとどまっている。

第三に、厚生省は「計画決定に当たって市町村議会の議を経ることは要しないこと」としている。福岡県でも「審議する」としたのは、三十自治体のみであった。しかし、これは一般的に考えても、予算を伴う“実施計画”策定に当たって審議を要しないとするのは、国民主権を無視したものであり、また住民の代表たる議員の意見が反映されないというのであれば、まさに“議会制民主主義の放棄”である。

しかし、最も重要な問題は、老人保健福祉計画策定について、老人福祉法第二〇条八の一と老人保健法第四六条一八の一にともに「市町村は、地方自治法第二条第五項の基本構想に即して、……定めるものとする」と規定しており、地方自治法第二条第五項の「市町村は、その事務を処理するに当っては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」とする条項から察すれば、当然老人保健福祉計画も、その運用に当たっては“基本構想と同様の手続き”を採らなければならないということになる。

したがって地方自治法上は「議会の議決を経て」策定されなければならないということであり、厚生省「通知」は、明らかに“地方自治法違反”ということになる。

一見この計画が、保健・福祉における地方分権化の先がけとなるかのような装いを見せてはいるものの、その実、住民の主権行使を阻むのであれば、この計画も有名無実となろう。厚生省は、速やかにこの「通知」を改め、計画決定に当たっては「市町村議会の議決を経ること」と通知し直すべきである。

（西日本短期大学専任講師）

## ★平成５年度の主な事業と当初予算額

《一般会計》予算額　５３億３４８０万１千円

(単位:万円)

| 費　目 | 予算額 | 構成比 | 主　な　事　業 |
|---|---|---|---|
| 議　会 | 9,778 | 1.8% | 議員報酬・期末手当 6857,議員費用弁償(本会議等日当) 76,議員研修 120,議員海外研修(1名) 53,議長交際費 68,議会だより発行 114, 会議録 91, |
| 総　務 | 71,268 | 13.4 | 町長交際費 170,行政事務連絡員(自治会長)手当 782,自治会班長事務費 470,自治会振興費 313,自治会長・人権擁護委員研修 133,臨時雇賃金 388,町民海外派遣 500,職員海外研修(1名) 50,町長海外研修 50,広報・行政カレンダー 1727,積立金(6基金) 14437,町民まつり 750,ふれあいプラザ実施計画書等委託費 1737,納税協力委員報酬 198,住民税前納報奨金 1800,納税奨励金 146,農業委員選挙費 108,衆議院議員選挙費 515,交通指導員報酬等(6名) 462,行政センター用地費償還金1260 |
| 民　生 | 56,477 | 10.6 | 民生児童委員報酬(23名) 175,敬老年金 420,70才以上記念品 204,90才以上記念品 36,敬老会 194,老人給付費 548,ねたきり老人短期保護事業 67,入浴サービス 360,ねたきり老人理容サービス 15,身障者補装具給付 253,更生援護施設入所措置費 2467,老人施設入所措置費 3725,老人福祉計画委託費 597,友愛基金 600,老人クラブ(単位・連絡協議会)補助 267,社会福祉協議会補助(家庭奉仕員手当含む) 1758,シルバー人材センター補助 844,特別養護老人ホーム(下原地区内に設置予定)補助 1200,祇園小区学童保育育成会補助 71,重度心身障害者医療費 614,ねたきり老人介護手当 144,特定疾患患者福祉手当 120,国保会計繰出金 1945,児童手当 2565,西保育所改築費 15354,保育所費(東・西・わかくさ分、人件費含む) 13698, |
| 衛　生 | 39,707 | 7.5 | 保健委員手当 345,小山広域保健衛生組合負担金 18770,老人保健事業会計繰出金 5325,資源化ごみ回収報償金 43,合併処理浄化槽設置推進 648,生ごみコンポスト設置補助 30,廃棄物収集運搬・水質検査委託 1036,住民検診委託 1905,長寿社会づくりソフト事業 700, |
| 労　働 | 538 | 0.1 | 勤労者体育センター清掃委託 90,備品購入 123, |
| 農・水 | 65,321 | 12.2 | 農業委員報酬 423,産業委員報償費 122,農政対策 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 協議会補助 10,農業用廃ビニール処理事業補助 115,農業後継者育成事業補助263,病害虫防除補助 508,地域特産品育成事業補助 1008,特定施設維持補助 104,農協指導事業補助 60,農地流動化奨励 274,首都圏農業確立推進・対策事業補助 1670,有機農産施設等整備事業補助 100,畜産経営改善対策補助 1412,県営水田農業確立排水対策特別事業(江川幹線区域)負担金 3180,土地改良区補助(東南部・磯部・県単潅漑排水・江川・上三川西南部・町協議会) 897,農業集落排水事業会計繰出金 2329,花と遊ぶ親子フェスティバル 180,転作奨励金 810 転作地防除費 906,町単水田農業確立対策特別事業 600,集落転作促進事業 577,転作推進費 100,他用途利用米生産出荷促進 375,水田農業確立対策指導推進 200,農産加工グループ育成 15,水道会計出資金(簡易水道事業) 38739, |
| 商・工 | 1,234 | 0.2 | 町商工会補助 700,たばこ消費税確保対策 25,町紬振興協議会補助 10,地場産業振興育成事業 30, |
| 土 木 | 107,118 | 20.1 | 町道改良・新設工事 42494(設計・用地・補償費等含む),生け垣づくり補助 300,仁良川地区権利調査委託 2159,自治医大周辺下水道組合負担金 4666,別処山公園整備(ナイター施設・300mトラック等) 42236,グリーンタウン・1―3号線街路樹管理委託 1035, |
| 消 防 | 20,610 | 3.9 | 石橋地区消防組合負担金 17630,消防団員報酬1241,火災出動費 36,団員制服・機械器具購入 200,消火栓維持管理費 88,婦人防火クラブ補助 24,グリーンタウン標識設置 135, |
| 教 育 | 135,627 | 25.4 | 教育長交際費 25,英語指導助手報酬 360,学校校舎窓ガラス清掃委託 115,小中学校各種大会参加補助 598,朝鮮学園教育補助 4,いきいき教育活動実践モデル推進事業(南河内中) 20,高齢者福祉教育啓発事業(吉田西・祇園小) 10,多目的スペース活用研究会補助 15,同和教育研究奨励補助 15,福祉教育モデル推進事業(吉田東小) 20,新設中学校建設費 55045,薬師寺小 5855,吉田東小 3597,吉田西小 2692,祇園小 4955,南河内中 6127,幼稚園就園奨励費 1446(うち薬師寺幼稚園補助 10),生涯学習情報ネットワーク整備 418,青少年健全育成会補助 40,各学校PTA補助 17,公民館費(人件費含む) 3073,図書館費(人件費含む) 5287(うち移動図書館車 1000),下野薬師寺跡用地取得・補償費 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 11045,講演会 35,別処山記念館整備 1300,町史編纂事業(人件費含む) 5050,発掘調査費 4109,青年海外研修 25,青年国内研修 9,婦人国内研修 25,婦人海外研修(1名) 17,河内郡視聴覚ライブラリ負担金 59,町民体育祭 435,郡民体育祭 206,ゲートボール場整備 2214,文化協会補助 120,体育協会補助 120,祇園小関公費償還金 2393, |
| 公　債 | 24,507 | 4.6 | 地方債元金償還金 11876,地方債利子 12627, |
| 予　備 | 1,297 | 0.2 | |

※学校費には人件費(公仕·調理員)を含む。

## ★基金積立額と地方債·債務負担現在高

《基金》 11億5547万円
(H5年度末現在高見込額)

| | |
|---|---|
| 財政調整基金 | 13381万円 |
| 義務教育減債基金 | 32345 |
| 公共施設整備基金 | 2983 |
| 減債基金 | 6629 |
| ふるさと創生基金 | 37382 |
| 土地開発基金 | 6670 |
| 地域福祉基金 | 16156 |

(資料:役場企画課より)

《地方債》 27億875万円
(H5年度末現在高見込額)

| | |
|---|---|
| H5年度起債見込額 | 29180万円 |
| 〃 元金償還 〃 | 11876 |

《債務負担》 37億7513万円
(H5年度以降の支出予定額)
この内今年の債務負担行為予定額は

| | |
|---|---|
| ふれあいプラザ用地費 | 53000万円 |
| 新設中学校用地費 | 128098万円 |
| 幼稚園用地取得費 | 15097万円 |

地方債:町が事業を行うとき、一般財源や補助金等以外に町の信用により1会計年度を超えた長期にわたり借り入れた資金をその財源とするものを地方債という。

債務負担行為:歳出予算の金額、継続費の総額、または繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、予算の定めるところにより、契約など債務を負担する行為。
①債務保証·損失補償契約　②長期継続的給付(利子補給など)
③2年以上にまたがって支出が行われる契約
④物件等の分割購入　の種類がある。
(参考図書:『地方議会用語辞典』·『議員の着眼』)

☞当初予算から5年度末での貯金と借金の額を予測すると
貯金:11億5547万円、借金:64億8388万円になります。
借金額は地方債と債務負担行為残高を合計したものです。この支払額(償還金)が歳出の20%を超えると健全財政とは言えなくなります。現在のままでいくと7~8年後に15%位となり苦しい状況を迎えるとのこと。更に、ふれあいプラザや中学校建設など大事業が加わると一層財政状況は厳しくなります。

公共施設は長年に亙り住民に福利を供与するものだから、“そのとき”のだけではなく後年の住民も負担することが公平だと思います。だから一概に『借金は悪』と決め付けるべきではないと思います。けれど、今年度の当初予算額は、経済不況のさなか前年度に比べ23.7%伸びたとは言え、9億8千万円(歳入予算の18.4%)も貯金を下ろし、22億5375万円もの借金(予定されている起債額と債務負担行為額)をすることを考えると、これからの財政運営は本当に大変だろうと思います。

## ★特別養護老人ホーム

### 平成6年度、下原にオープン

名称:社会福祉法人陽気会『天寿荘』(仮称)

H4年　事業認可申請

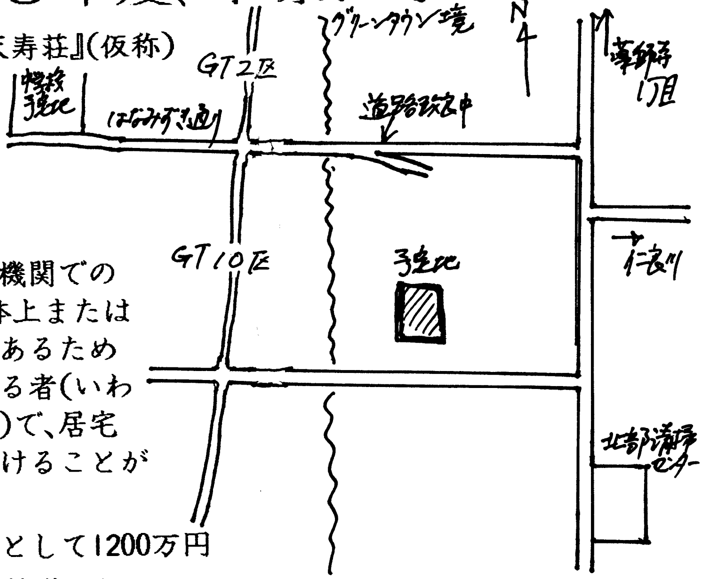
H5.6月　厚生省認可予定

H6.4月　開所予定

ベッド数:50床

入所対象者:65才以上で医療機関での治療は必要なく、身体上または精神上著しい障害があるため常時介護を必要とする者(いわゆるねたきり老人等)で、居宅では適切な介護を受けることが困難な65才以上の者

町補助金:H5年度の整備補助として1200万円




—— 伊沢義雄議員の一般質問から ——

☞特別養護老人ホームは、県の『栃木新時代創造計画二期計画』では平成7年までに53施設、2,990床を整備することを目標にしており、H4年度までに44施設、2,540床が整備されています。県内でH3年度末までに未設置のところは、49市町村中23市町村で、そのうち2町は4年度中に整備中です。

また、特別養護老人ホームの均衡ある配置整備を促進するため、県は整備費のうち社会福祉法人が負担する全部または一分を助成する制度を創設しました。国庫補助事業となったとき、補助基本額は約4億円でその2/4:国、1/4県、1/4:自己負担(設置者)となりますが、未設置市町村の場合は自己負担分(1/4)をさらに県7/10、市町村3/10が上乗せ補助するものです(南河内町の場合。市町村の財政力指数により県の補助率は異なる)。

《国庫補助制度》モデルケース

| ← 国庫補助基本額　約4億円(上限額) → | | | ←約2~3億円→ |
|---|---|---|---|
| 国補助金 2/4<br>約2億円 | 県補助金 1/4<br>約1億円 | 自己負担1/4<br>約1億円 | 自己負担 |

—— とちぎ高齢白書　平成4年度 ——

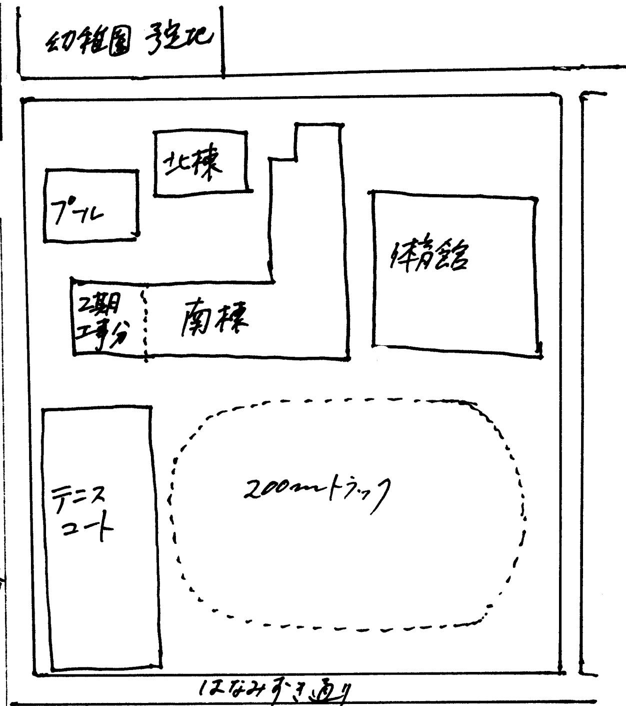
## ★仮称第２中学校の用地を取得、幼稚園用地も。

### 《中学校》

所在地：グリーンタウン110街区1~3
面　積：２８，４６６.25m²
取得額：１２億８０９８万１２５０円

今回は用地取得の議案のみ。
予定されている建物は以下の通り

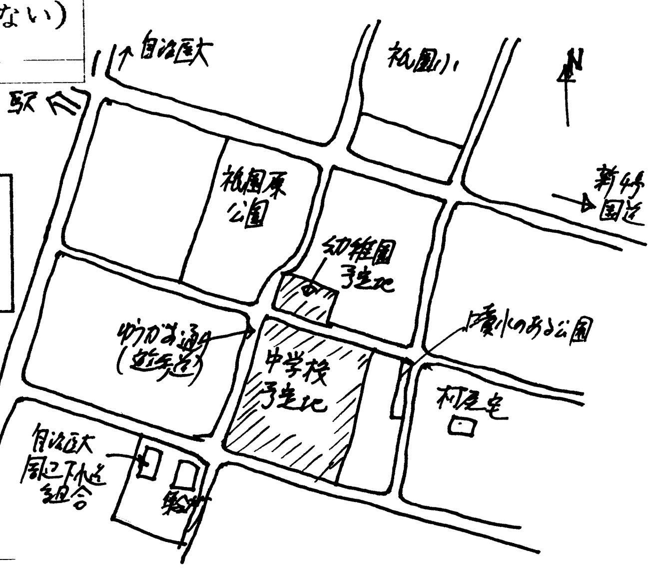
《建物概要》 校舎施設 9,920m²
校舎:コンクリート3階建、一部2階建
南棟:普通教室21・特殊教室1
北棟:理科室・コンピューター室・技術室
美術室・被服室・調理実習室各1室、
音楽室2、多目的ホール1、多目的スペース3、給食室、校舎クラブハウス
屋内体育館:校舎東側
アリーナ、柔剣道場、クラブハウス
野球場1面、200mトラック、100m直線路
テニスコート4面(1面はバレー兼用)
プール:校舎西側
工　　期　Ｈ６年３月下旬まで
（普通教室6、特殊教室は今期含まない）
―― 伊沢義雄議員の一般質問より ――




### 《幼稚園》

所在地:グリーンタウン82街区2
面　積:2,499.56m²
取得額:１億５０９７万円

公団で公募したが応募者がなかった。公団と協議のうえ町が土地取得し、民間に土地を賃貸し、民間が幼稚園を設置することになった。H5年度中に建設されるよう交渉中。
――H5.3.1全員協議会にて報告――




☞町の財力では幼稚園設置は難しく、当初計画から『幼稚園は民間活力で』との方針だった。しかし、公募しても土地を取得しての経営希望者はいなかった。
町が土地を貸すことにより、『グリーンタウン内に幼稚園設置』がより具体化に近付き、先ずはほっとした。何しろ町内唯一の薬師寺幼稚園は400人を超し、薬師寺小学校より子供数が多い規模となっている。是非、一刻も早い開園に向け、関係者のご努力を願う。

## ★非常勤特別職・消防団員の報酬を引き上げ

主な役職について抜粋すると

| | | |
|---|---|---|
| 農業委員会委員 | 年額　245,000円 | 会長:300,000円 |
| 教育委員会委員 | 〃　235,000円 | 委員長:265,000円 |
| 社会教育委員 | 〃　40,000円 | 委員長:45,000円 |
| 公民館運営審議会委員 | 〃　40,000円 | 委員長:45,000円 |
| 図書館協議会委員 | 〃　40,000円 | 委員長:45,000円 |
| 民生委員 | 〃　75,000円 | 会長:90,000円 |
| 消防団　団長 | 〃　225,000円 | |
| 分団長 | 〃　135,000円 | |
| 部長 | 〃　95,000円 | |
| 団員 | 〃　55,000円 | |
| 体育指導員 | 〃　55,000円 | |
| 交通指導員 | 月額　55,000円 | |
| 行政事務連絡員 | 年額 60,000円+戸数X1,000円 | 自治会長 |
| 納税協力委員 | 〃　20,000円+戸数X200円 | |
| 国民年金委員 | 〃　10,000円 | |

都市計画審議会委員・特別職報酬等審議会委員・表彰審査会委員等の報酬額は日額で定められています。

☞条例に明文化はされていませんが、自治会関係のもので『報酬』ではない名目で手当を支払っているものに

| | | |
|---|---|---|
| 自治会班長事務費 | 年額　戸数X1,000円 | 交付金として |
| 保健委員 | 〃　20,000円+戸数X250円 | 報償費として |
| 自治会体育部長 | 〃　10,000円 | 体育協会から |

その他、農業地域には自治会毎に産業委員が置かれ手当を支払っています。

《法律・条例に基づかない給与等の禁止》

> 地方自治法204条の2　普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを第203条第1項の職員(㊟非常勤の職員—村尾)及び第204条第1項の職員(㊟常勤の職員—村尾)に支給することはできない。

非常勤職員の場合、給与に相当するものは『報酬』と言われます。生活給ではないにしても役務の対価です。地方公共団体が報酬を支給しようとする場合には、「まず地方自治法等に直接の根拠があるか否か。この法律の根拠によって条例によって具体的に種類、額、支給方法を定め、これに基づいて支給する場合に限られ、それ以外の一切の給与その他の給付の支給が禁じられています。」(議員の着眼—地方自治研究会発行—)とされています。

町から支給されるものには給与・報酬・報償・手当等様々な名目がありますが、法律に即し、住民に明解な形で支払うべきだと思います。

## ★ねたきり老人等介護手当
## 特定疾患患者福祉手当の支給条例制定

在宅のねたきり老人及び痴呆性老人を介護している者：月額３０００円
特定疾患患者で保健所に登録している者又は保護者　：〃　２５００円
└→疾病の原因が不明で治療方法が確立していない難病(町指定病名60種)

どちらも平成５年４月１日から施行です。

## ★自治医大周辺地区地区計画が見直されます

―― ３月１７日　都市計画審議会より ――

グリーンタウンは都市計画法や建築基準法に基づきまちづくりがなされていますが、さらに良好な緑住学園都市を形成するために地区計画を定めています(H4年5月1日施行)。

昨年6月、地区計画の土台ともいうべき都市計画法と建築基準法が改正されました(施行は今年中)。それに伴い、地区計画も平成7年度末までに用途地域の見直しをすることになります。

☞これまで、用途地域は８種類に区分されていましたが、改正後は細分化され１２種類になります。内容は右表の通り住居系の第1種住専・第2種住専・住居地域が更に細区分され、これまでは建築できない用途の建築物の種類を列挙していましたが、厳格な運用を図るため、建築できる用途のみを並べています(法改正)。

今後、町はＨ６年３月までに新しい用途地域を決定し、Ｈ７年までには地区計画案を作る予定で進めます。

地区計画は地権者(住民)の合意がないと策定できません。住民一人ひとりが描くグリーンタウンの将来像が集約され、計画に反映できたらと願う。

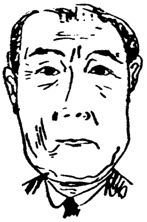
用途地域の細分化

| | 現行制度 | 新制度<br>(枠囲みは新設) | 趣旨 |
|---|---|---|---|
| 住居系 | ①第一種住居専用地域 | ①第一種低層住居専用地域 | 低層住宅の専用地域 |
| | | ②第二種低層住居専用地域 | 小規模な店舗の立地を認める低層住宅の専用地域 |
| | ②第二種住居専用地域 | ③第一種中高層住居専用地域 | 中高層住宅の専用地域 |
| | | ④第二種中高層住居専用地域 | 必要な利便施設の立地を認める中高層住宅の専用地域 |
| | ③住居地域 | ⑤第一種住居地域 | 大規模な店舗、事務所の立地を制限する住宅地のための地域 |
| | | ⑥第二種住居地域 | 住宅地のための地域 |
| | | ⑦準住居地域 | 自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域 |
| 商業系 | ④近隣商業地域 | ⑧近隣商業地域 | 近隣の住宅地のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域 |
| | ⑤商業地域 | ⑨商業地域 | 店舗、事務所等の利便の増進を図る地域 |
| 工業系 | ⑥準工業地域 | ⑩準工業地域 | 環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域 |
| | ⑦工業地域 | ⑪工業地域 | 工業の利便の増進を図る地域 |
| | ⑧工業専用地域 | ⑫工業専用地域 | 工業の利便の増進を図るための専用地域 |

「改正都市計画法」―自治体研究社―

# 一般質問（通告順：抜粋）

## ①上野喜八郎議員



1.新4号国道の本町域内の整備は

【建設課長】県道栃木−二宮線との立体交差工事はH4年着手しておりH6年供用開始予定。

2.町道1−2号線の県道より東側の幅員は

【建設課長】町田へ通じる部分、現在6m。本年度坂下部分を8mに整備する。

3.町道2−3号線（高校通り）の整備見通しは

【建設課長】一部地権者の協力が得られないところがある。H6~7年内に全面舗装を目指している。

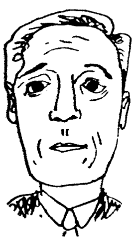
## ②伊沢義雄議員



1.特別養護老人ホームについて ──＞P１０記載

2.新設中学校について ──＞P１１記載

## ③舘野正明議員



1.仁良川地区区画整理事業
工事着工までの手順等は
予定減歩率はどのくらい
総事業費と町負担額は

【町長】町施行・全域施行という町方針に大方の住民同意が得られている。

H5年度　権利調査実施・基本計画書作成
H6年度　町都市計画決定・事業計画書作成
H7年度　事業認可（建設省）
H8年度　着手　　　の予定で進めたい。

平均減歩率26%と予想している。事業費110億円（下水道事業費・発掘調査費は含まない）、うち町負担額は約50%の51億円となる見込み。
2工区に分け町財政負担の緩和を考えている。
計画的に人員配置して事務体勢を整える。

2.国民文化祭栃木95と史跡整備
①シンポジウム開催の会場は
②受け入れ・執行体制は
③史跡整備と公園整備は

【町長】町文化会館建設を考えたが時期・財政面から不可能と判断した。自治医大施設利用に向け大学と交渉中。県の実施要領に基づき実施計画を策定する。町実行委員会を組織し、教育委員会内にシンポジウム対策班（仮称）を開設したい。
史跡整備の公有化予定地21,622m²のうち52%を買収した。継続的な土地購入と精力的な発掘調査に努める。保存管理計画に基づき整備する。

## ④黒川英代議員

1.県営水田農業確立排水対策特別事業(江川河川改修)について地元地元負担金の軽減を



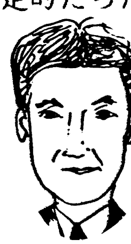
【経済課長】町財政状況から、本年からという訳にはいかない。近隣状況をみて町負担増額の方向で検討する。

## ⑥永吉栄議員

1.ペットボトル再生企業との事前協議内容は

【都市計画課長】H5.1.13に合弁会社ペットボトルリサイクルKK設立した。県では特に問題はないとしている。町は公害防止協定に悪臭についても盛り込むよう、現在協議中。

2.高等学校学区変更への対応策
①県議会への請願提出後の経過
②県当局の回答が否定的だった時の対応策は特別委員会組織や公開質問状を考えてはどうか。



【教育長】2月25日に請願を県議会に提出した。文教常任委員会に付託されるだろうとのことことだった。推移を見守っている。
実りある結果を考えるのみで否定的には考えない。特別委員会・公開質問状は考えていない。
【町長】引き続き意思表示を続ける。郡4町村長連名で県教育長に要望書を提出する予定である。

## 傍聴感想

一年間、何とか一回も休まず議会傍聴に行くことができた。
今回は村尾さんの体調が悪いようで傍聴席でもそれが感じとれた。再質問にもいつもの力強さはなかったかもしれない。

しかし、今年度は一般質問する議員が増えて、前年度まではいつもいつも同じメンバーだったのと違って、とても良いことだと思う。それに伴ってか、傍聴者も多くなっている。今回、高校の学区制について永吉議員が質問された。それに対する町長の答弁は結構力がこもっていたように思う。住民の多くの署名を集めたこの問題に対しての質問と答弁を聞いて、多くの住民の声があるということはこういうことなのか、では、他の問題においても私達住民の声をより多くの議員に聞いていただく方法はあるのかなと思った。

支持している議員のみでなく、広く他の方々とも対話ができたらいいのにと思う。私たちそれぞれの票で議会へ送り出した方々とは、選挙中わずかに知り得ることができたのみである。任期中に一度は何らかの形で対話ができ、こちらの声のみならず、各議員の主義主張が聞きたい。もっともその時は、各議員にとっては顔を売るいいチャンスなので利用される危険性はあるけど、純粋に意見交換の場をもてればいいなと思う。 —— Y．T ——

# あとがき

## グリーンタウンの町名変更のこと

定例会に先立ち、3月1日に全員協議会が開かれ、町長は町名変更について言及しました。『1町を"祇園"、2町を"緑"として事前協議を進めたい。2月28日の住民との話し合い(グリーンタウン自治会長から要請を受けた説明会)では、議会とのコンセンサスを得た上で決めたいと伝えた』とのことでした。大部分の議員は『この際、町と議会で決めよう』という意向で、『反対運動の趣旨は住民の意見を聞いてもらえなかったというものだった。決め直すなら住民の意向を聞いて決めて欲しい』と発言したのは村尾だけでした。

署名を集めながら反対運動を展開した人達にとって、こんな結末は納得できるものなのだろうか。その後の運動はないようです。結局は『"諏訪"でなければよい』のが本音では？と思えてなりません。

この全員協議会の前日(2月28日)、住民からの質問に答えて町長は『2町の町名の腹案と言うほどものはもっていない』と全く具体的には言いませんでした。一晩経っただけで、今度は自ら議員に言明しました。住民意向はどうでも、議会さえ通れば良いとでも考えているのでしょうか。議員18人中、17人までがグリーンタウン以外に住んでいるのです。町長の進め方には不信感が残り、割り切れない思いです。

数年来、町に働きかけてきた学童保育が、今年1月から祇園小区でスタートしています。町は『児童館を建設し、学童保育は児童館で実施する』方針でしたが、切実な親の声に耳を傾け、児童館ができるまでの暫定方策としてグリーンタウン集会所を間借りしての実施です。本当に必要とする人が行政に働き掛けた成果と言えます。内容を充実するには親の熱意・地域の人々の理解そして行政の対応が不可欠と思います。是非、地域ぐるみで子育てを！

対象は祇園小に通学する1~3年生。お問い合わせは町住民福祉課へ。

定例会の会期中はすっかり風邪をひいてしまい、本当に情けない状態でした。議案調査も充分できず、一般質問の答えも思うように引き出せず、傍聴にきた方にもハラハラさせてしまったようです。報告のまとめ作業では、何度も情報を確認しなければなりませんでした。健康が資本と思い知らされました。

---

第2回定例会は6月7日の週に予定されています。

定例会に向けて懇談会を開きます。皆さんのご意見をお寄せ下さい。

日　時　５月２７日（木）

　　　　午後７時３０分~

場　所　村尾宅(GT122－3)

☎44－5418

関心ある方、どなたでもお出掛け下さい。

---